

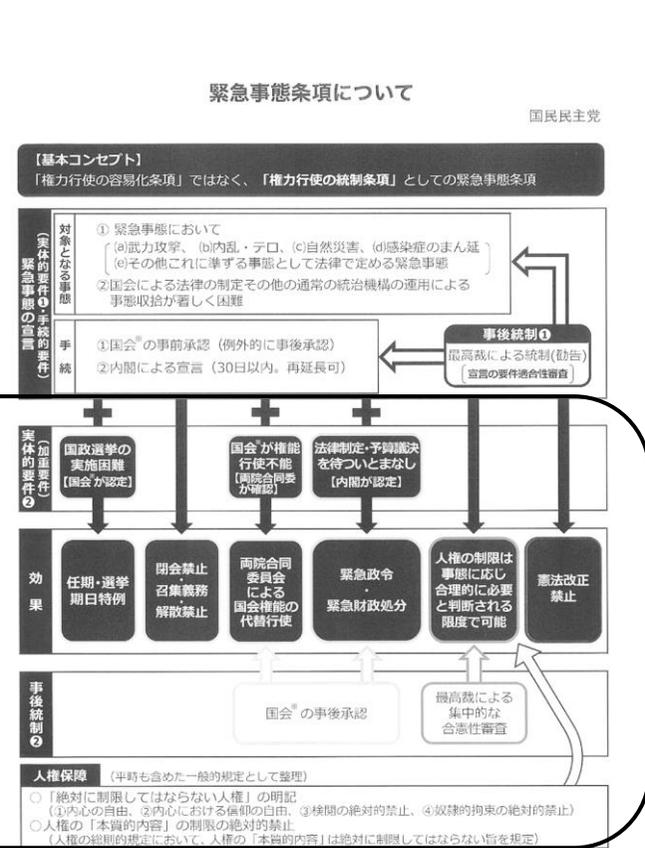
「衆院憲法審査会」 週1のペースで開催

衆院憲法審査会が週1回のペースで開催されている。立民・小西氏のサル発言は確かに不適切極まりないが、「憲法をまじめに議論しようとしたら、毎週開催なんてできるわけない。いつ最高裁判決や外国の事例を研究するのか。」の部分には同感である。

3月2日、今国会1回目の衆院憲法審査会において、公明・日本維新・国民民主は国会議員の任期延長について議論が尽くされたとして、条文案の作業に入るよう自民に求めた。

同一人物が作成？ それとも盗用??

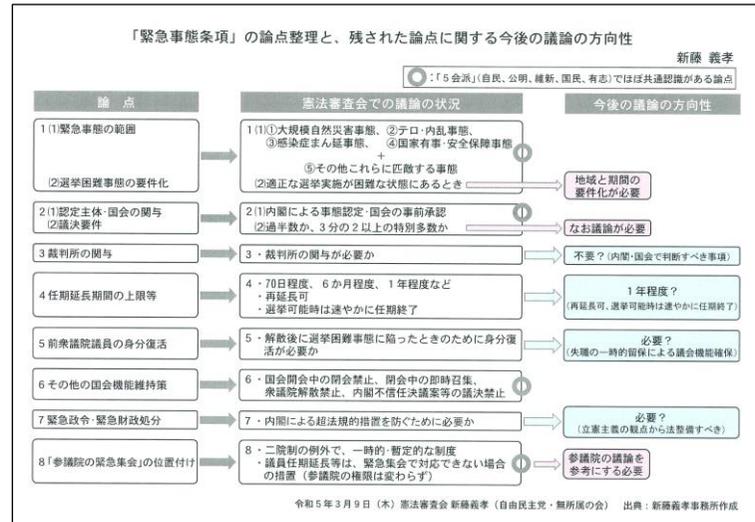
やたら酷似している提出された2つの資料。特に黒線で囲っている部分。



↑ 日本維新・小野泰輔氏の3/2提出資料
憲法裁判所を盛り込んでいる

↑ 国民民主・玉木雄一郎氏の3/2提出資料

「緊急事態条項」は決して市民を守らない！ 拙速な改憲論議に 市教組は断固反対する！



論点整理として…

3月9日、自民・新藤氏は公明・日本維新・国民民主などととも新設を訴えている「緊急事態条項」について、8つの論点を提示。今国会中に憲法改正案の取りまとめを目論む。

3月30日、自民・新藤氏は議員任期の延長を承認する国会議決要件について「過半数議決こそ民主主義の根本ルール、3分の2による特別多数を

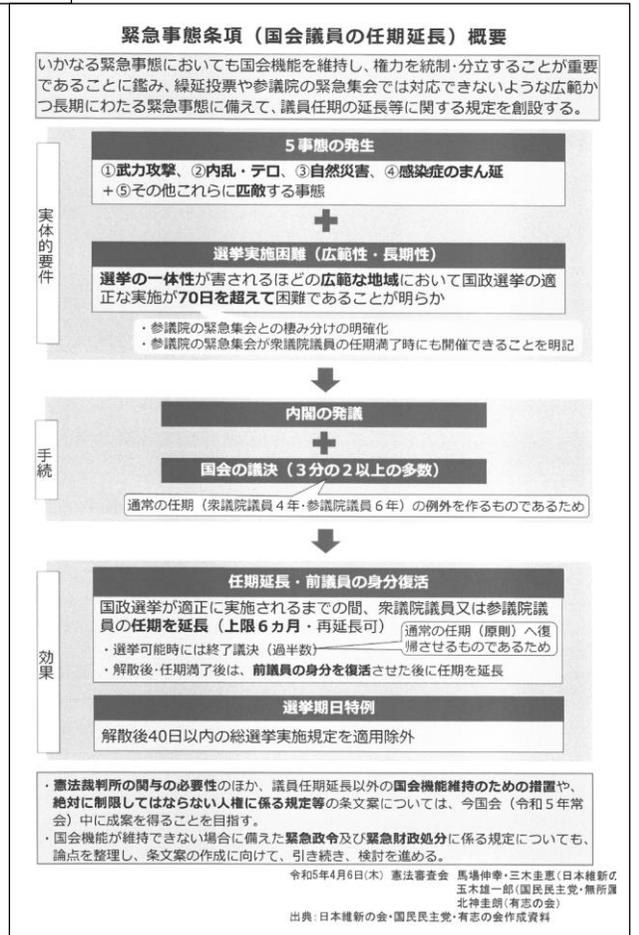
↑ 自民・新藤義孝氏の3/9提出資料

求めるのは例外」と主張。任期延長へのハードルを下げようとしている。一方、日本維新・国民民主・衆議院の無所属議員でつくる会派「有志の会」は3分の2以上と主張した。

同日の記者会見で、日本維新・国民民主・有志の会は緊急事態条項のうち、議員任期の延長に関する条文案を共同で発表。4月6日の審査会で提出し、この条文案をたたき台とし、緊急時に限って国会議員の任期延長を可能にさせる改憲論議を促進すべきと訴えた。

議員延長を巡るその他の会派代表の意見

- 立憲民主・中川氏「参院の緊急集会について、参院憲法審査会の議論が先行されるべき」
- 公明・北川氏「議員任期の延長を認めるにしても、一方で、議会の民主的正当性の維持・確保を図っていかなければならない」
- 共産・赤嶺氏「『緊急事態』と称して政府に権力を集中させ、国民の権利制限を強化しようとしている。」



↑ 日本維新・国民民主・有志の会の4/6共同提出資料

何がアブない？ 緊急事態条項…

麻生太郎・自民党副総裁は2013年7月に講演で「ドイツのワイマール憲法もいつの間にかナチス憲法に変わっていた。誰も気が付かなかった。あの手口に学んだらどうかね」と述べた。（実際には「ナチス憲法」は存在しない）これに対し、米国の反ユダヤ活動監視団体や中国外務省の副報道局長が、発言を非難する声明を相次いで発表するなど国際的に波紋が広がった。国内では、野党などから批判の声。3日後、ナチス政権の手法を肯定したとも取れる自身の発言撤回に追い込まれた。彼の言う「ナチスの手口」こそが緊急事態条項（ワイマール憲法における大統領緊急措置権）である。歴史をひもといてみる。

ワイマール共和国（ドイツ）の歴史

- 1918年 ドイツ革命、帝政ドイツ崩壊
- 19年 ワイマール共和国建国 ・ワイマール憲法公布
- 19~23 第一次世界大戦の賠償やフランスによる土地接収でハイパーインフレに
- 25~ 経済的に安定 ・ヒンデンブルク大統領就任
- 29年 世界恐慌、再び大不況に
- 30年 失業者350万人に ・共産党とナチ党の台頭
（成立法案98件 議会混乱による大統領緊急令5件）
- 31年 銀行の倒産が相次ぎ社会不安 ・ベルサイユ条約の破棄と共産主義者やユダヤ人の絶滅を掲げるナチ党が支持を広げる（成立法案34件 大統領緊急令44件）
- 32年 大統領緊急令により議会政治が空洞化した隙をつき、ナチ党が第一党に
（成立法案5件 大統領緊急令66件）
- 33年 1月30日 ヒトラーが首相に就任
- 2月27日 ベルリンの国会議事堂が放火され、オランダ人の共産主義者が逮捕される（後に放火はナチスによる自作自演とされる）
- 2月28日 ヒンデンブルク大統領に大統領緊急令を出させる→ワイマール憲法が保障する7つの基本権を停止（人身・意見表明・集会・結社の自由、通信の秘密、住居の不可侵）→緊急令の効力は終戦まで続く
・数日間でナチ党の突撃隊を使い、共産党の国会議員・急進左翼の運動者たち5000人以上を逮捕・予防拘禁
- 3月23日 憲法を除く全ての法律を自由に交付できる権限を認める「全権委任法」を制定、憲法に拘束されない無制限の立法権を授権。ワイマール憲法は事実上効力を失い、ワイマール共和国は終焉
- 7月14日 「政党新設禁止法」でナチ党以外、一切の政党を禁じることで、一党独裁体制を確立
- 34年 8月19日 ヒンデンブルク大統領死去しばらく後、大統領と首相の権限を合体させた新しい役職「総統」を作り、ヒトラーが就任

ヒトラーの首相就任から50日で全権委任法が制定され、半年足らずで一党独裁、ヒトラー総統就任まで一年半、あっという間に独裁体制が完成してしまった。ワイマール憲法は①国民主権 ②男女による普通選挙 ③議会制民主主義と大統領制による権力分立 ④生存権 ⑤労働者の権利 が盛り込まれた、当時では世界で最も民主的な憲法とされていた。しかし唯一あった脆弱性が48条の「大統領緊急措置権」である。「ドイツ国内において、公共の安全および秩序に著しい障害が生じ、またはそのおそれがあるときは、大統領は、公共の安全および秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる。この目的のために、大統領は一時的に第114条（人身の自由）、第115条（住居の不可侵）、第117条（信書・郵便・電信電話の秘密）、第118条（意見表明の自由）、第123条（集会の権利）、第124条（結社の権利）、および第153条（所有権の保障）に定められている基本権の全部または一部を停止することができる。」下線部のような曖昧さにヒトラーはつけこみ、最大限利用したのである。ホロコーストもこの文言により合憲として粛々と進められたのだ。

自民党改憲草案98・99条及び表面の日本維新・国民民主の資料においても、緊急事態の規定の曖昧さは否めない。また、いずれの党の案にも「人権尊重の規定」が記されているが、「公共の福祉」の名の下に遮られてしまわないだろうか。

フランスで、トルコで…

現代でも「緊急事態」による人権侵害が発生している。2015年11月にパリで発生したテロ事件でオランド大統領は非常事態を宣言した。この時、1955年成立の非常事態法を発令したが、この法律は、内務大臣と自治体の役人に、裁判所の許可なしに家屋や敷地内を捜査し、被疑者の移動を制限する強力な権限を付与している。非常事態の適用状況を監視する委員会によれば、事件以来、法執行機関が非常事態宣言に基づいて行った令状なしの家宅捜査は、1年間で4000回を数え、自宅軟禁は600人を超えた。それ以降も非常事態宣言が何度も延長された。各県知事が「治安への脅威」などという極めて広範で漠然とした理由で、予防的措置としてあらゆる集まりを禁止することができるので、平和的な集会の自由がしばしば過度に制限されている。また、治安への脅威とは思えない平和的なデモに対して、治安当局はしばしば、警棒、ゴム弾、催涙ガスなどで無用な、あるいは過剰な力を行って、負傷者を出している。

2016年7月に起きたトルコの軍事クーデター未遂事件を受け、エルドアン大統領は非常事態宣言を発出。欧州人権規約で保障されている権利の制限も表明した。事件から2週間も経たないうちに、兵士や民間人ら1万人以上が拘束され、軍人、公務員、裁判官、警察、研究者、教員ら7万人以上が解雇や停職処分となった。さらに新聞社やテレビ局、出版社など130社以上が閉鎖命令を受けた。また、数百人の兵士が拷問により負傷した。

改憲は本当に市民を守るためですか？

権力者にとって都合のいい改憲案になっていませんか？